(法務委員会)

刑 事 訴 訟 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す Ś 法 律 案 第 百 八 + 九 口 玉 会 閣 法 第 四二号) (衆 議 院 送 付 本

院継続審査)要旨

本 法 律 案 は 刑 事 手 続 に お け る 証 拠  $\mathcal{O}$ 収 集 方 法  $\mathcal{O}$ 適 正 化 及 び 多 様 化 並 び に 公 判 審 理  $\mathcal{O}$ 充 実 化 を 义 る た め、

刑 事 訴 訟 法 犯 罪 捜 査  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 通 信 傍 受 に 関 す る 法 律 刑 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\bigcirc$ 法 律 を 改 正 し、 所 要  $\mathcal{O}$ 法 整 備 を 行 お Š

لح す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お り で あ る。

一 取調べの録音・録画制度の創設

1 裁 判 員 制 度 対 象 事 件 及  $\mathcal{U}$ 1 わ ゆ る 検 察 官 独 自 捜 査 事 件 に 0 1 て、 逮 捕 • 勾 留 中  $\mathcal{O}$ 被 疑 者 取 調 べ 又 は 1

わ ゆ る 弁 解 録 取 手 続  $\mathcal{O}$ 際 に 作 成 さ れ た 供 述 調 書 等  $\mathcal{O}$ 任 意 性 が 公 判 に お 1 7 争 わ れ た لح き は 検 察 官 は

原 則 と し て、 そ  $\mathcal{O}$ 被 疑 者 取 調 べ 等 を 録 音 録 画 L た 記 録 媒 体  $\mathcal{O}$ 証 拠 調 べ を 請 求 L な け れ ば な 5 な 1

2 検 察 官 検 察 事 務 官 又 は 司 法 警 察 職 員 が 逮 捕 又 は 勾 留 さ ħ て 11 る 被 疑 者  $\mathcal{O}$ 取 調 ベ 等 を 行うときは

定  $\mathcal{O}$ 例 外 事 由 に 該 当 す る 場 合 を 除 き、 そ  $\mathcal{O}$ 全 過 程 を 録 音 録 画 L 7 お か な け れ ば な 5 な V

証 拠 収 集 等 ^  $\mathcal{O}$ 協 力 及 び 訴 追 に 関 する 合 意 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設 並 び に 刑 事 免 責 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設

\_

1 定  $\mathcal{O}$ 財 政 経 済 犯 罪 及 び 薬 物 銃 器 犯 罪 を 対 象 とし て、 検 察 官 が 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 同 意 を 条 件 に、 被 疑 者 • 被

告 人 لح  $\mathcal{O}$ 間 で、 被 疑 者 被 告 人 が 他 人  $\mathcal{O}$ 犯 罪 事 実 を 明 6 か に す る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 供 述 等 を L 検 察 官 が 不 起 訴 B

特 定  $\mathcal{O}$ 求 刑 等 を す る 旨  $\mathcal{O}$ 合 意 を す るこ と が で き る。

2 裁 判 所 は 検 察 官  $\mathcal{O}$ 請 求 を 受 け て、 決 定 に ょ り、 免 責 を 与 え る 条 件  $\mathcal{O}$ 下 で、 証 人 に کے 0 て 不

利

益

な

事

項 に 0 1 7 ŧ 証 言 を 義 務 付 け ることが で きる

三 犯 罪 捜 査  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 通 信 傍 受  $\mathcal{O}$ 対 象 事 件  $\mathcal{O}$ 拡 大 及 び 手 続  $\mathcal{O}$ 効 率 化

1 現 行 法 が 規 定 す る 傍 受  $\mathcal{O}$ 要 件 に 加 え 7 あ 5 カュ じ  $\Diamond$ 定  $\otimes$ 5 ħ た 役 割  $\mathcal{O}$ 分 担 に 従 0 て 行 動 す る 人  $\mathcal{O}$ 結 合

体 に ょ り 行 わ れ る لح 疑 う に 足 ŋ る 状 況 が あ る ことを 要 件 لح L た 上 で、 現 行 法 上 薬 物 銃 器 犯 罪 等 に 限 定 さ

れ て 1 る 対 象 犯 罪 に、 殺 人、 略 取 誘 拐 詐 欺 窃 盗 等  $\mathcal{O}$ 罪 を 追 加 す る

2 暗 号 技 術 を 活 用 す る ر ح に ょ り 傍 受  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 適 正 を 確 保 L 0 0 通 信 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 立 숲 い 封 印 を 伴

うことなく、 捜 査 機 関  $\mathcal{O}$ 施 設 に お 1 て 傍 受 を 実 施 す ることが できる な تلح 0 措 置 を 講 ľ る。

四 弁護人による援助の充実化

被 疑 者 玉 選 弁 護 制 度  $\mathcal{O}$ 対 象 事 件 を 拡 大 し、 死 刑 又 は 無 期 若 L < は 長 期  $\equiv$ 年 を 超 える懲 役 禁 錮 に . 当 たる

罪 に 0 1 て 勾 留 状 が 発 せ 5 れ て 7 る 被 疑 者 カン ら、 勾 留 状 が 発 せ 5 れ 7 1 る 全 て 0 被 疑 者 とする。

五 証拠開示制度の拡充

1 公 判 前 整 理 手 続 等 に お 11 て、 検 察 官 請 求 証 拁  $\mathcal{O}$ 開 示 後 被 告 人 又 は 弁 護 人 か 5 請 求 が あ 0 たときは

検 察 官 は そ  $\mathcal{O}$ 保 管 す る 証 拠  $\mathcal{O}$ 覧 表 を 被 告 人 又 は 弁 護 人 に 交 付 L な け れ ば な 5 な

が で き るとす るとと Ł に 開 示  $\mathcal{O}$ 対 象 と な る 類 型 的 な 証 拠  $\mathcal{O}$ 範 囲 を 拡 大 す る。

2

検

察

官、

被

告

人

又

は

弁

護

人

は

裁

判

所

に

対

L

事

件

を

公

判

前

整

理

手

続

等

に

付

す

ることを

請

求

すること

六 犯 罪 被 害 者 等 及 び 証 人 を 保 護 す る た 8  $\mathcal{O}$ 措 置

1 証 人 等  $\mathcal{O}$ 氏 名 等  $\mathcal{O}$ 開 示 に 0 1 て、 証 人 等  $\mathcal{O}$ 身 体 又 は 財 産 に 対 す る 加 害 行 為 等  $\mathcal{O}$ お そ n が あ る とき は

防 御 に 実 質 的 な 不 利 益 を 生 じ る お そ れ が あ る 場 合 を 除 き、 検 察 官 が 弁 護 人 に 当 該 氏 名 等 を 開 示 L た 上

で、 れ を 被 告 人 に 知 5 せ て は な 5 な 11 旨 0 条 件 を 付 することが で き、 特 に 必 要 が あ る ときは 弁 護 人

に ŧ 開 示 せ ず 代 替 的 な 呼 称 等 を 知 5 せ ること が できる。

2 裁 判 所 は 証 人 を 尋 問 す る 場 合 に お 1 て、 証 人 が 加 害 行 為 を受け る お そ れ  $\mathcal{O}$ あ る 場合等 に、 同 構 内

以 外 に あ る 場 所 に 証 人 を在 席 さ せ、 ピ デ オ IJ ン ク 方 式 に ょ つ て 尋 問 す ることが できる。

七 その

他

裁 量 保 釈  $\mathcal{O}$ 判 断 に 当 た 0 て  $\mathcal{O}$ 考 慮 事 情  $\mathcal{O}$ 明 確 化、 自 白 事 件  $\mathcal{O}$ 簡 易 迅 速 な 処 理  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 措 置、 犯 人 蔵 匿 等

及 び 証 拠 隠 滅 等  $\mathcal{O}$ 罪 な Ŀ  $\mathcal{O}$ 法 定 刑  $\mathcal{O}$ 引 上 げ 等 を 行 う。

八 施行期日等

1  $\mathcal{O}$ 法 律 は 部 を 除 き、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カコ 5 起 算 L て三年 を 超 え な 1 範 开 内 に お 1 7 政 令 で 定 8 る 日 か

5

施行する。

2 政 府 は ے  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 後 三 年 を 経 過 L た 場 合 に お 1 て、 取 調 べ  $\mathcal{O}$ 録 音 録 画 等  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 を 勘 案

L 取 調 べ  $\mathcal{O}$ 録 音 • 録 画 等 に 関 す る 制 度  $\mathcal{O}$ 在 1) 方 に 0 1 て 検 討 を 加 え、 必 要 が あ る لح 認 8 る と き は そ

 $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 1 て 所 要  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ず る t  $\mathcal{O}$ と す る。

な お 本 法 律 案 は 衆 議 院 に お 1 て、 証 拠 収 集 等 ^  $\mathcal{O}$ 協 力 及 び 訴 追 に 関 す る 合 意 制 度 に 0 1 て 検 察 官 が 合

意 を す る カュ 否 カン  $\mathcal{O}$ 判 断 に 当 た ŋ 考 慮 す べ き 事 情  $\mathcal{O}$ 追 加 合 意  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 協 議  $\sim$  $\mathcal{O}$ 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 常 時 関 与 傍 受 記 録

に 記 録 さ れ 7 1 る 通 信  $\mathcal{O}$ 当 事 者 に 炆 す る 通 知 事 項  $\mathcal{O}$ 追 加 诵 信 傍 受 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 玉 숲 報 告 事 項  $\mathcal{O}$ 追 加 法 施 行

後  $\equiv$ 年 を 経 過 L た 場 合  $\mathcal{O}$ 検 討 条 項 0) 範 拼  $\mathcal{O}$ 拡 大 等  $\mathcal{O}$ 修 正 が 行 わ れ た。